

重度心身障害者医療助成制度への精神障がい者適用を求める意見書

現在、北海道在住の精神障がい者は、重度心身障害者医療助成制度の適用を受けていない。精神障がい者は、ちょっとしたことで病状が変わりやすく、不安定な健康状態にある。

そのため、現在、精神科への通院のみで済んでいても入院してしまうことがある。

精神障がい者は、毎日、抗精神薬を服用しているが、この薬には副作用がある。例を挙げると、代謝の異常により高脂血症や糖尿病になりやすい、神経の異常により歯が悪くなりやすいなど、他科への受診を余儀なくされることが多い。

経済的な面では、精神科への通院の場合、医療費の自己負担は1割(札幌市では5%)であるが、精神科への入院と他科にかかる際は3割自己負担で、医療費の負担がのしかかっている。

昨年、国会で成立した障害者自立支援法では、身体、知的及び精神の3障害が一元化されることがうたわれていることから、精神障がい者のみ重度心身障害者医療助成制度に適用しないまま放置していることは、差別的ではないかと思われても仕方がない状況である。

精神障がい者に重度心身障害者医療助成制度が適用されるなら、経済的不安なしに病院にかかることができ、地域社会での生活を一層広げることが可能になると考えられる。

よって、北海道においては、北海道単独事業である重度心身障害者医療助成制度に精神障がい者が適用されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年(2007年)11月2日

札幌市議会

(提出先) 北海道知事

(提出者) 全議員